

目 黒 区	関係法令 建築基準法（以下「法」という。） 建築基準法施行令（以下「令」という。）
各種規定緩和の取扱い	法第2条第6号 法第28条第1項 法第53条第3項第2号 法第56条 法第58条 令第20条第2項 令第134条 令第135条の3第1項第1号 令第135条の4第1項第1号 令第135条の12第1項第1号 東京都市計画高度地区（目黒区決定）

各種斜線制限、高度地区、日影規制、採光規定、延焼のラインについての緩和は以下のとおりとする。

また、別図例を併せて確認ください。

	道 路 ※1	川・水路 ※2	公園・緑道 ※3～6	線 路 敷 ・ 高 架 ※7	
				(下部に建築物なし)	(下部に建築物あり)
延焼ライン	1/2	1/2	1/2	1/2	緩和なし
採光規定	全 幅	1/2	1/2	1/2 ※8	1/2 ※8
道路斜線	全 幅	全 幅	全 幅	全 幅	全 幅
隣地斜線		1/2	1/2	1/2	1/2
高度地区 北側斜線	全 幅	1/2	緩和なし	1/2	緩和なし
日影規制 ※9	1/2	1/2	緩和なし	1/2	緩和なし

※1 「道路」は建築基準法上の道路とする。

※2 「水路」は払下げなどの予定が無く、今後も維持管理されること。

(払下げの予定の有無については、水路管理者に確認すること。)

※3 「公園・緑道」は都市公園法に基づき供用開始された公園とする。(指定の有無については、公園・緑道管理者に確認すること。)

(目黒区立児童遊園条例に基づく児童遊園などは緩和しない。)

※4 緑道の両側に道路がある場合、緑道と道路の合計幅に対して上記緩和を適用する。

※5 九品仏緑道沿いの場合は区域予定線が明確にならない場所があり、具体的に協議を要する。

※6 「水路」かつ「緑道」は「緑道」として緩和を適用する。

※7 駅舎（プラットフォームを含む）は建築物として判断し、緩和しない。

※8 高架の高さより低い位置に設置される窓については、緩和しない。

※9 「日影規制」は空地幅が10m以上の場合、空地反対側の境界線から手前に5mの位置とする。